

「特設行政・人権合同相談所」を開設

10月20日(月)から26日(日)は「行政相談週間」です。行政相談委員による行政相談所と人権擁護委員による人権相談所を合同で開催します。
家庭や職場、学校や近隣などでの心配事や困りごと、行政(国、県、市町村)や特殊法人など(郵便局、NTT、高速道路など)の仕事についての困りごとや要望がある人は、お気軽にご相談ください。
※ 相談は無料、予約も不要で、秘密は守られます。

野外焼却は禁止されています

野外焼却は、廃棄物の処理および清掃に関する法律や県民の健康で快適な生活を確保するための環境の保全に関する条例において、次の例外規定を除き禁止されています。

- ①法令に基づく焼却(伝染病家畜、松くい虫被害伐採木などの焼却)
②風俗慣習上の行事のための焼却(火祭り、どんと焼きなど)
③農林漁業のためのやむを得ない焼却(草、木の葉、枝、もみ、わらなどの焼却)
④学校教育等のための焼却(キャンプファイヤーなど)
⑤落ち葉の焼却その他の一過性の軽微な焼却(落ち葉、一時的に出される)

- 日時：10月21日(火) 10時～15時
場所：役場2階和室
相談員
【行政相談委員】
▽佐藤伸さん(20区)
【人権擁護委員】
▽石川長善さん(5区)▽及川幸子さん(11区)▽千葉博昭さん(16区)
▽千葉哲子さん(18区)
問い合わせ先
町民福祉課 ☎46-5562

少量の剪定枝、空き地の刈り取った草木の焼却
※ ①～⑤であっても廃プラスチック類、ゴムくず、廃油、皮革の焼却は認められておりません。
しかし、野外焼却禁止の例外規定とされる行為であっても、焼却による煙や臭いで苦情が寄せられる場合があります。その場合には、野外焼却行為者へ、配慮をお願いしたり、指導を行うこととなりますので、やむを得ず、例外規定とされる野外焼却を行う場合には、周辺住民へ迷惑がからないよう、配慮をお願いします。

- 問い合わせ先
町民福祉課 ☎46-5562
■原案の公表・閲覧場所
町ホームページ、役場町民福祉課
■提出用紙
意見書用紙は町ホームページよりダウンロードしてください。(役場町民福祉課にも用意しています)
■意見の提出方法
郵送、FAX、直接持参、Eメール
問い合わせ先
町民福祉課 ☎46-5562

町環境保全条例(案)に係る住民説明会とパブリックコメント

町環境保全条例(案)に係る住民説明会、パブリックコメントを次のとおり実施します。詳しい内容については、町ホームページをご覧ください。

- ◎住民説明会
日時：10月6日(月) 18時30分～
場所：役場201会議室
◎パブリックコメント
意見募集期間
9月16日(火)～10月15日(水)

土地取引には届け出が必要です

国土利用計画法では、乱開発や無秩序な土地利用を防止するために、土地の届け出制を定めています。一定面積以上の大規模な土地の取引をしたときは、この法律に基づいて、県知事に届け出なければなりません。

- 取引の形態
▽売買▽交換▽営業譲渡▽譲渡担保▽代物弁済▽共有持ち分の譲渡▽地上権・賃借権の設定・譲渡▽予約完結権・買戻権などの譲渡
※ これらの取引の予約である場合も含まれます。
取引の規模(面積要件)
①都市計画区域内では：5千平方メートル以上
②都市計画区域外では：1万平方メートル以上
一団の土地取引
個々の面積は小さくても、権利を取得する土地の合計が面積要件以上となる場合には届け出が必要です。
届け出手続き
▽届け出者：土地の権利取得者(売買の場合は買主)
▽提出書類
①届け出書
②土地取引にかかる契約書の写し、またはこれに代わるその他の書類
③土地の位置を明らかにした縮尺5万分の1以上の地形図
④土地およびその付近の状況を明らかにした縮尺5千分の1以上の図面
⑤土地の形状を明らかにした図面
⑥その他(必要に応じて委任状など)
▽届け出期限：契約(予約を含む)締結日から2週間以内
▽届け出先：総務企画課
▽届け出をしないこと：
土地取引にかかる契約(予約を含む)をした日から2週間以内に届け出をしなかったり、偽りの届け出をする、6カ月以下の懲役または100万円以下の罰金に処せられることがあります。
問い合わせ先
総務企画課 ☎46-5578

10月は「耐震促進運動月間」です

◎木造住宅の耐震診断
木造住宅の地震に対する安全性を簡易な方法で評価する「木造住宅耐震診断士派遣事業」を実施しています。
■対象：昭和56年5月31日以前に建てられた木造住宅
■自己負担：3千円

◎木造住宅の耐震改修工事助成事業
木造住宅の耐震機能の向上を目的として実施する「木造住宅耐震改修」工事費用の一部を助成しています。この制度は、町が実施する木造住宅耐震診断事業の診断を実施した結

- 果、上部構造評点が1未満であったものが該当するものです。
■対象工事：耐震診断による上部構造評点を1以上とし、かつ、既存の評点より0.3以上向上するもの
■交付対象経費：耐震改修工事とその他に必要な既存仕上りなどの撤去や再仕上りなどに要する工事費、設計費や工事監理費
■補助額：対象工事費(20万円以上)に要する工事金額の50%(上限61万6千円)
問い合わせ・申し込み先
建設水道課 ☎46-5569

日本赤十字社義援金などの募集

日本赤十字社では、下記災害(被害)の義援金などを受け付けています。義援金などは直接郵便局から送金ください。

なお受付期間中、ゆうちょ銀行と郵便局窓口では送金手数料が無料となります。また、この義援金などは、所得税法および法人税法に基づく寄附金に該当します。

- 2014年西アフリカエボラ出血熱救援金
口座記号番号…00110-2-5606
口座加入者名…日本赤十字社
受付期間…11月28日(金)まで
■日赤7.9南木曾町豪雨災害義援金
口座記号番号…00150-5-513599
口座加入者名…日赤7.9南木曾町豪雨災害義援金
受付期間…平成27年3月31日(火)まで
■日赤平成26年広島県大雨災害義援金
口座記号番号…00170-6-551099
口座加入者名…日赤平成26年広島県大雨災害義援金
受付期間…12月26日(金)まで
■日赤8月京都府・兵庫県豪雨災害義援金
口座記号番号…00160-1-586828
口座加入者名…日赤8月京都府・兵庫県豪雨災害義援金
受付期間…10月31日(金)まで
■日赤平成26年徳島県台風11号・12号災害義援金
口座記号番号…00120-7-513644
口座加入者名…日赤平成26年徳島県台風11号・12号災害義援金
受付期間…10月31日(金)まで
■その他
通信欄に義援金等名を明記し、受領証希望の場合は「受領証希望」と追記してください。
■問い合わせ先
町民福祉課 ☎46-5562

秋の農作業安全月間

9月15日から11月15日は、秋の農作業安全月間です。

秋の農繁期は、農業機械による作業が増えるとともに、日没が早まることで気持ちに焦りが生じることなどから、農作業事故の危険性が高くなる時期です。

「豊作を 無事故で迎える いわての農業」をスローガンに農作業事故防止に努めましょう。

- 問い合わせ先
農林振興課 ☎46-5564